

改善報告書

令和元年 7 月 25 日

國學院大學

改善報告書

大学名称 國學院大學（評価申請年度 平成27年度）

1. 努力課題について

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|----------|---|
| 1 | 基準項目 | 4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容 |
| | 指摘事項 | 法務研究科を除く研究科の博士課程前期において、学部または専攻科の授業科目のうち、履修が認められたものに関して、修了要件単位として認定しているが、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していないので、教育の質保証の観点から改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 法務研究科を除く研究科の博士課程の前期においては、國學院大學大学院学則第20条第2項に定める「前期課程学生は指導教員の指示により、他研究科・他の専攻、及び専攻科並びに学部の授業科目を8単位を上限として履修することができる。修得した単位については選択科目として認定することができる」という規定にもとづき、リメディアル教育の一環として学部等の授業科目の履修を認め、修得単位については、博士課程前期の修了要件として認定していた。 |
| | 評価後の改善状況 | 平成27年度第7回大学院委員会において、認証評価における指摘事項とその改善について、スケジュールと責任主体の確認を行った(資料：1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4)。 平成27年度第11回大学院幹事会にて、大学院学生の学部授業科目の履修に関して、新評価基準案を策定した(資料：1-1-5)。幹事会案をもって各研究科で議論をした結果、法学研究科より意見が付された。また、他大学院の状況調査の結果も |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>踏まえ、幹事会案は撤回し、再度慎重に議論をすることとした(資料:1-1-6)。検討の結果、学部・専攻科以外の授業科目については、A(100~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)を合格、59点以下を不合格とし、学部及び専攻科の授業科目については、N(100~60点)を認定、59点以下は認定しないこととした(資料:1-1-7)。</p> <p>学部又は専攻科の授業科目を修了要件単位として認定していたことについては、平成28年度第7回大学院委員会にて、平成29年度入学者からの学部授業科目の履修について、國學院大學大学院学則第20条第2項「前期課程学生は指導教員の指示により、他研究科・他の専攻、及び専攻科並びに学部の授業科目を8単位を上限として履修することができる。修得した単位については選択科目として認定することができる」は変更せず、ただし、修了要件単位には含めないことを審議決定し、履修要綱に明示することとした(資料:1-1-8、1-1-9)。</p> <p>なお、学生への周知は、前述のとおり履修要綱に明示するとともに、入学時オリエンテーションで担当教員から学生に説明している(資料:1-1-7、1-1-10)。</p> |
| <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> | <p>1-1-1 平成27年度第7回大学院委員会議案書(平成28年1月13日開催)</p> <p>1-1-2 平成27年度第7回大学院委員会資料1(大学基準協会認証評価委員会案指摘事項対応施策一覧)</p> <p>1-1-3 平成27年度第7回大学院委員会資料2(大学基準協会指摘事項に伴う諸工程表(案))</p> <p>1-1-4 平成27年度第7回大学院委員会議事録(抄)(平成28年1月13日開催)</p> <p>1-1-5 平成27年度第11回大学院幹事会議事録(抄)(平成28年2月10日開催)</p> <p>1-1-6 平成27年度第12回大学院幹事会議事録(抄)(平成28年2月24日開催)</p> <p>1-1-7 【履修説明 教員配付用】平成29年度入学者の履修指導に関する変更と注意点について</p> <p>1-1-8 平成28年度第7回大学院委員会議事録(抄)(平成29年1月11日開催)</p> <p>1-1-9 平成29年度『大学院学生便覧』履修要綱(抜粋)</p> <p>1-1-10 平成29年度國學院大學大学院事務説明会資料</p> |

| | | | | | | |
|--|-------------|---|---|---|---|---|
| | ＜大学基準協会使用欄＞ | | | | | |
| | 検討所見 | | | | | |
| | 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|---|--|
| 2 | 基準項目 | 4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法 |
| | 指摘事項 | 法学研究科及び経済学研究科の博士課程後期において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 法学研究科及び経済学研究科の博士課程後期における研究指導計画については、入学時のオリエンテーションで事務局から説明するにとどまっております、明示が不十分であった。 |
| | 評価後の改善状況 | 平成 27 年度第 7 回大学院委員会において、認証評価における指摘事項とその改善について、スケジュールと責任主体の確認を行った(資料:1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4)。 平成 28 年度作成の「平成 29 年度大学院学生募集要項」に課程ごとの学位授与までの流れを明示した。さらに法学研究科及び経済学研究科については、研究指導計画(学位取得までの流れ)を明文化し、ホームページにて公表し周知した(資料:1-2-1、1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-2-5、1-2-6、1-2-7)。 なお、学生に対しては、認証評価受審以前から入学時オリエンテーションで学位授与(学位取得)までの流れを説明しており、現在もそれを継続している(資料:1-1-10)。 |
| | 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 | |
| | 1-1-1 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議案書(平成 28 年 1 月 13 日開催) | |
| | 1-1-2 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 1(大学基準協会認証評価委員会案指摘事項対応施策一覧) | |
| | 1-1-3 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 2(大学基準協会指摘事項に伴う諸工程表(案)) | |
| | 1-1-4 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議事録(抄)(平成 28 年 1 月 13 日開催) | |
| | 1-2-1 (平成 28 年度作成)平成 29 年度『大学院学生募集要項』(学位授与までの流れ(抜粋)) | |
| | 1-2-2 研究指導計画(学位授与までの流れ) | |
| | 1-2-3 令和元年度第 2 回法学研究科委員会議案書(令和元年 6 月 26 日開催) | |
| | 1-2-4 令和元年度第 2 回経済学研究科委員会議事録(抄)(令和元年 6 月 26 日) | |

| | | | | | |
|--------------------------------|--|---|---|---|---|
| 開催) | | | | | |
| 1-2-5 | 國學院大學ホームページ 文学研究科 (研究指導計画 (学位授与までの流れ)) http://img.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2019/06/a1572064bc4a27075b2ffa8f71e6a243.pdf | | | | |
| 1-2-6 | 國學院大學ホームページ 法学研究科 (研究指導計画 (学位授与までの流れ)) http://img.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2019/06/daf649ffcc83b45dfc4cc0f47d534a76.pdf | | | | |
| 1-2-7 | 國學院大學ホームページ 経済学研究科 (研究指導計画 (学位授与までの流れ)) http://img.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2019/06/d1c21faed6a128685cddd3e563a687e6.pdf | | | | |
| 1-1-10 平成 29 年度國學院大學大学院事務説明会資料 | | | | | |
| < 大学基準協会使用欄 > | | | | | |
| 検討所見 | | | | | |
| 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|--------------------|--|
| 3 | 基準項目 | 4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果 |
| | 指摘事項 | 法務研究科を除くすべての研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 法務研究科以外の研究科においては、学位審査基準が明文化されておらず、慣例に則った運用となっていた。 |
| | 評価後の改善状況 | 平成 27 年度第 7 回大学院委員会において、認証評価における指摘事項とその改善について、スケジュールと責任主体の確認を行った（資料：1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4）。 文学研究科では、平成 28 年度第 12 回文学研究科委員会で、学位論文審査基準を審議し決定した（資料：1-3-1）。法学研究科及び経済学研究科では、文学研究科における決定を踏まえ、他大学院の状況を調査し、それぞれ検討を行った。結果、法学研究科においては、平成 29 年度第 5 回法学研究科委員会で審議決定し、経済学研究科においては、平成 29 年度第 7 回経済学研究科委員会で審議決定した（資料：1-3-2、1-3-3）。 策定した学位論文審査基準については、平成 30 年度入学者に対しては、明示した資料を配布した。令和元年度入学者に対しては、『大学院学生便覧』に掲載の上、配布している（資料：1-3-4、1-3-5、1-3-6）。 |
| | 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 | 1-1-1 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議案書（平成 28 年 1 月 13 日開催） 1-1-2 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 1（大学基準協会認証評価委員会案指摘事項対応施策一覧） 1-1-3 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 2（大学基準協会指摘事項に伴う諸工程表（案）） 1-1-4 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議事録（抄）（平成 28 年 1 月 13 日開催） 1-3-1 平成 28 年度第 12 回大学院文学研究科委員会議事録（抄） |

| | | | | | |
|----------------------|--|---|---|---|---|
| (平成 29 年 2 月 15 日開催) | | | | | |
| 1-3-2 | 平成 29 年度第 5 回大学院法学研究科委員会議案書 (平成 29 年 11 月 29 日開催) | | | | |
| 1-3-3 | 平成 29 年度第 7 回大学院経済学研究科委員会議事録 (抄) (平成 29 年 12 月 20 日開催) | | | | |
| 1-3-4 | 平成 30 年度大学院学生便覧配布資料 (法学研究科学位論文審査基準) | | | | |
| 1-3-5 | 平成 30 年度大学院学生便覧配布資料 (経済学研究科学位論文審査基準) | | | | |
| 1-3-6 | 平成 31 年度『大学院学生便覧』(『履修要綱』44 頁～58 頁) | | | | |
| <大学基準協会使用欄> | | | | | |
| 検討所見 | | | | | |
| 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|----------|--|
| 4 | 基準項目 | 4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果 |
| | 指摘事項 | 文学研究科及び経済学研究科において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 文学研究科及び経済学研究科においては、課程の修了に必要な単位を修得して退学し、その後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対して「課程博士」として学位を授与していた。 |
| | 評価後の改善状況 | <p>平成 27 年度第 7 回大学院委員会において、認証評価における指摘事項とその改善について、スケジュールと責任主体の確認を行った（資料：1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4）。</p> <p>平成 27 年度第 10 回大学院幹事会において、認証評価における指摘事項の確認を行うとともに、他大学の事例を参照し、「國學院大學大学院学則」「國學院大學学位規則」「再入学に関する規程」をそれぞれ改正することが承認された（資料：1-4-1）。</p> <p>その後、各研究科で検討がなされ、大学院幹事会の調整を経て、平成 28 年度第 2 回大学院委員会で「國學院大學大学院学則」「國學院大學学位規則」「再入学に関する規程」の改正が審議され、承認された（資料：1-4-2、1-4-3、1-4-4、1-4-5、1-4-6）。このことにより、在籍状態にない中で「課程博士」として学位を授与するという状態は解消されている。</p> <p>改正後の「國學院大學大学院学則」「國學院大學学位規則」「再入学に関する規程」は、『大学院学生便覧』に掲載し、学生に周知するとともに、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>入学時のオリエンテーションでも説明を行っている(資料:1-4-7、1-4-8、1-4-9、1-1-10、1-3-6)。 なお、上記の諸規程は、平成 29 年度施行のため、修業年限内の学位授与についての検証は令和 2 年度以降となる。</p> |
| <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1-1 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議案書(平成 28 年 1 月 13 日開催)</p> <p>1-1-2 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 1(大学基準協会認証評価委員会案指摘事項対応施策一覧)</p> <p>1-1-3 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 2(大学基準協会指摘事項に伴う諸工程表(案))</p> <p>1-1-4 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議事録(抄)(平成 28 年 1 月 13 日開催)</p> <p>1-4-1 平成 27 年第 10 回大学院幹事会議事録(抄)(平成 28 年 1 月 13 日開催)</p> <p>1-4-2 平成 28 年第 2 回大学院委員会議事録(抄)(平成 28 年 5 月 25 日開催)</p> <p>1-4-3 平成 28 年第 2 回大学院委員会資料(國學院大學大学院学則・國學院大學学位規則等改正の趣旨)</p> <p>1-4-4 平成 29 年度國學院大學大学院学則一部改正新旧対照表</p> <p>1-4-5 平成 29 年度國學院大學学位規則一部改正新旧対照表</p> <p>1-4-6 平成 29 年度再入学に関する規程一部改正新旧対照表</p> <p>1-4-7 改正後の平成 29 年度國學院大學大学院学則</p> <p>1-4-8 改正後の平成 29 年度國學院大學学位規則一部</p> <p>1-4-9 改正後の平成 29 年度再入学に関する規程</p> <p>1-1-10 平成 29 年度國學院大學大学院事務説明会資料</p> <p>1-3-6 平成 31 年度『大学院学生便覧』(『履修要綱』44 頁～58 頁)</p> | |
| <p><大学基準協会使用欄></p> | |
| 検討所見 | |
| 改善状況に対する評定 | <p>1 2 3 4 5</p> |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|---|----------|--|
| 5 | 基準項目 | 5. 学生の受け入れ |
| | 指摘事項 | 文学研究科において学生の受け入れ方針が博士課程前期と博士課程後期で区別されていないので、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 認証評価受審時の文学研究科の学位授与方針は博士課程前期と博士課程後期で区別して定めていたが、学生受け入れ方針は、「文学研究科の入学者は、文学研究科の設置目的である「日本文化の神髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与」したいという目的意識や志向性を有するとともに、各専攻に関する具体的な研究課題を持ち、かつその学修・研究に必要となる問題発見能力、知識、技能などを備えていることを受け入れ方針としている。」であり、博士課程前期と博士課程後期で区別して定めてはいなかった。 |
| | 評価後の改善状況 | 平成 27 年度第 7 回大学院委員会において、認証評価における指摘事項とその改善について、スケジュールと責任主体の確認を行った（資料：1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4）。 その後、文学研究科において検討を重ね、平成 28 年度第 9 回文学研究会委員会で、従来の学生受け入れ方針を、専攻別及び課程別に改正する案が諮られ、審議承認された（資料：1-5-1）。 改正した学生受け入れ方針は、『大学院案内』『大学院学生便覧』『学生募集要項』に掲載するとともに、大学ホームページでも周知している（資料：1-5-2、1-5-3、1-5-4、1-3-6）。 |
| 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 | | |
| 1-1-1 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議案書（平成 28 年 1 月 13 日開催） | | |
| 1-1-2 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 1（大学基準協会認証評価委員会案指摘事項対応施策一覧） | | |
| 1-1-3 平成 27 年度第 7 回大学院委員会資料 2（大学基準協会指摘事項に伴う諸工程表（案）） | | |
| 1-1-4 平成 27 年度第 7 回大学院委員会議事録（抄）（平成 28 年 1 月 13 日開催） | | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| <p>1-3-6 平成 31 年度『大学院学生便覧』（『履修要綱』 44 頁～58 頁）</p> <p>1-5-1 平成 28 年度第 9 回大学院文学研究科委員会議事録（抄）（平成 28 年 12 月 21 日開催）</p> <p>1-5-2 平成 31 年度『大学院案内』</p> <p>1-5-3 平成 31 年度『学生募集要項』</p> <p>1-5-4 國學院大學ホームページ（文学研究科の 3 つの方針（ポリシー）） https://www.kokugakuin.ac.jp/education/fd/graduate/gsol/about#policy（最終閲覧日令和元年 6 月 4 日）</p> | | | | | |
| <p><大学基準協会使用欄></p> | | | | | |
| <p>検討所見</p> | | | | | |
| 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|----------|---|
| 6 | 基準項目 | 5. 学生の受け入れ |
| | 指摘事項 | <p>文学部では、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 と高く、同中国文学科では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも 1.25 と高く、同日本文学科、同史学科では収容定員に対する在籍学生数比率が 1.29、1.26 と高いので改善が望まれる。また、神道文化学部において、神道文化学科で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.26 と高いので改善が望まれる。更に、経済学研究科博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.20 と低く、法学研究科博士課程後期で入学者・在籍者がいないので改善が望まれる。</p> |
| | 評価当時の状況 | <p>入学定員管理を厳格に行っていたが、一部の学部学科において、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員における在籍学生比率が基準を上回っていた。具体的には、文学部全体で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 であり、同中国文学科では入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも 1.25 であった。</p> <p>また、文学部日本文学科及び同史学科においては、収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 1.29、1.26 であった。同様に神道文化学部神道文化学科においても在籍学生数比率が 1.26 であった。</p> <p>一方、経済学研究科及び法学研究科の博士課程後期では、収容定員に対する在籍学生数比率が低く、特に法学研究科博士課程後期では入学者及び在籍者がいない状態であった。</p> |
| | 評価後の改善状況 | <p>認証評価における指摘事項は、自己点検・評価担当副学長（自己点検・評価委員長）から大学執行部会議において説明がなされ、指摘事項を含め共有された（資料：1-6-1、1-6-2）。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>収容定員における在籍学生比率の問題についても、学長及び入学担当理事から各学部長に対して入学定員の管理をより厳格に行うよう指示が出されている。</p> <p>令和元年5月1日時点での文学部における在籍学生比率は、1.18となっており改善されている。また、文学部中国文学科では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が1.08、収容定員に対する在籍学生比率1.04となっており、同日本文学科及び史学科における収容定員における在籍学生比率は、それぞれ1.18、1.21であり、いずれも改善されている。また、神道文化学部神道文化学科における収容定員に対する在籍学生比率は1.14と1.26から改善されている。</p> <p>法学研究科及び経済学研究科の博士課程後期の入学者及び在籍生の確保については、その母数となる博士課程前期の入学志願者及び入学者の安定的な確保が前提条件となる。平成30年度第1回大学院幹事会にて、法学研究科より博士課程後期の入学者の確保について、入学試験科目の見直しを検討することが報告されている（資料：1-6-3）。また、令和2年度より新コースを設立することが決まり、そのための学則改正が令和元年度臨時大学院委員会において決定されている。このような検討及び取り組みの結果もあって、法学研究科博士課程後期では、入学者及び在籍生がない状況は改善されている（資料：1-6-4、1-6-5、1-6-6）。しかし、収容定員に対する在籍学生比率は0.20と依然として低値であるため、今後も継続して改善を行っていく。経済学研究科博士課程後期については、平成29年度及び平成30年度に在籍者がいなかったこともあり、収容定員における在籍学生比率が0.07と悪化している。しかし、博士課程前期の在籍者が23であるため、大学院改革のなかで検討している研究支援により、博士課程前期から博士課程後期への接続を強化していく（大学基礎データ表3、表4）。</p> |
|--|--|--|

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 | | | | | |
| 1-6-1 平成 27 年度第 20 回大学執行部会議議案書（平成 28 年 3 月 17 日開催） | | | | | |
| 1-6-2 平成 27 年度第 20 回大学執行部会議記録（抄）（平成 28 年 3 月 17 日開催） | | | | | |
| 1-6-3 平成 30 年度第 1 回大学院幹事会議事録（平成 30 年 4 月 11 日開催） | | | | | |
| 1-6-4 令和元年度臨時大学院委員会議事録（抄）（令和元年 5 月 22 日開催） | | | | | |
| 1-6-5 國學院大學大学院学則一部改正に伴う新旧対照表 | | | | | |
| 1-6-6 國學院大學大学院学則一部改正の趣旨 | | | | | |
| 大学基礎データ表 3、表 4 | | | | | |
| <大学基準協会使用欄> | | | | | |
| 検討所見 | | | | | |
| 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|---|---|
| 7 | 基準項目 | 5. 学生の受け入れ |
| | 指摘事項 | 編入学については、学則において欠員がある場合に許可すると規定し、編入学定員を若干名としている。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.00 を超えているにもかかわらず、編入学学生を多数受け入れている学部・学科が存在していることは、学則との齟齬が認められるため、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | 編入学については、学則第 64 条に「学部・学科に欠員のある場合に限り、考査の上、学年の始に編入・転部・転科を許可することができる。ただし、修得単位の認定等の取扱については、教授会の定めるところによる。」と規定している。しかし、実態としては、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.00 を超えている、すなわち欠員が生じていないにもかかわらず編入の受け入れを行っており、実態と学則との間に齟齬が生じていた。 |
| | 評価後の改善状況 | <p>認証評価における指摘事項は、自己点検・評価担当副学長（自己点検・評価委員長）から大学執行部会議において説明がなされ、指摘事項を含め共有された（資料：1-6-1、1-6-2）。編入学等の受け入れにおける学則との齟齬についても同様に、課題の所在を共有するとともに、学長のもとで検討が重ねられた。</p> <p>令和元年 7 月 10 日開催の第 2 回全学教授会にて、國學院大學学則第 64 条を「考査の上、学年の始に編入・転部・転科を許可することができる。ただし、修得単位の認定等の取扱については、教授会の定めるところによる。」と改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした（資料：1-7-1、1-7-2）。</p> |
| | <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-6-1 平成 27 年度第 20 回大学執行部会議議案書（平成 28 年 3 月 17 日開催）</p> <p>1-6-2 平成 27 年度第 20 回大学執行部会議記録（抄）（平成 28 年 3 月 17 日開催）</p> | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| 1-7-1 令和元年度第2回全学教授会議事録(抄)(令和元年7月10日開催) | | | | | |
| 1-7-2 國學院大學学則(案)新旧対照表 | | | | | |
| <大学基準協会使用欄> | | | | | |
| 検討所見 | | | | | |
| 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|----------|--|
| 8 | 基準項目 | 10. 内部質保証 |
| | 指摘事項 | 「國學院大學自己点検・評価規程」に定める「自己点検・評価実施委員会」に拠らず、学部・研究科などの有する会議体において自己点検・評価活動を行っている。また、全学的な「自己点検・評価委員会」との連携は十分にできておらず、組織的、網羅的な形での集約には至っていない。大学全体として検証体制を見直し、恒常的な内部質保証システムを構築するよう、改善が望まれる。 |
| | 評価当時の状況 | <p>自己点検・評価実施委員会は、各学部、大学院、事務局等、各取り組みの実施主体ごとに組織され、実施主体における取組を第三者的に点検・評価することができるものとして位置づけられていた。しかし、体制を整備してから20数年が経過する中で、実施主体によっては自己点検・評価実施委員会によらず、独自の組織で点検・評価を行っていた。</p> <p>また、全学的な事項を第三者的な視点で点検・評価を行う自己点検・評価委員会と各自己点検・評価実施委員会は、上下の関係ではなく、並列の関係にあり、それぞれが連携しながら点検・評価と改善・改革に取り組むことが体制構築時の理念であった。この理念が薄れ、実施主体における点検・評価と全学的な視点での点検・評価の連携が一部不十分になっていた。</p> |
| | 評価後の改善状況 | <p>認証評価の結果を受けて、学長から自己点検・評価委員会に対し、恒常的かつ自律的な内部質保証体制の確立について諮問がなされた（資料：1-8-1）。この諮問に基づき、自己点検・評価委員会で検討し、その結果を学長へ答申した（資料：1-8-2）。</p> <p>この答申を受けて、学長から自己点検・評価委員会に対して、答申内容を具現化するよう改めて指示がなされ、自己点検・評価委員会による検討の結果、本学における内部質保証体制の再構築案</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>が「國學院大學自己点検・評価規程改正案」として上程され、平成 29 年度第 5 回全学教授会で承認された（資料：1-8-3）。</p> <p>これまでの自己点検・評価規程では、自己点検・評価委員会と学部等を母体とする各実施委員会を自己点検・評価のための組織として設置しており、各実施委員会がそれぞれの母体となる組織を「第三者的な立場」から点検・評価し、その結果を踏まえて、自己点検・評価委員会が全学的な視点で点検・評価を行うこととしていた。しかし、各組織とも構成員に限りがあること等から、一部では、母体となる組織等の既存委員会が実施委員会の役割を兼ねるなどの運用がなされており、この点が、認証評価における指摘に繋がった。新たな体制では、全学的な点検・評価は、学長のリーダーシップにより行われることを明確化し、その前提となる各実施主体における点検・評価は、各実施主体の長（学部長等）の責任において実施されることとすることで、実質的で恒常的な内部質保証体制の確立を目指している（資料：1-8-4）。改正された同規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行された（資料：1-8-5、1-8-6）。</p> <p>また、新たな体制では、学長が必要に応じて外部評価を実施することができることにしている。この外部評価については、平成 30 年度に規程を整備し、令和元年度から実施の予定である（資料：1-8-7）。</p> |
| | <p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-8-1 恒常的かつ自律的な内部質保証体制の確立について（諮問）</p> <p>1-8-2 恒常的かつ自律的な内部質保証体制の確立について（答申）</p> <p>1-8-3 平成 29 年度第 5 回全学教授会議事録（抄）（平成 30 年 1 月 17 日開催）</p> <p>1-8-4 自己点検・評価概念図</p> <p>1-8-5 國學院大學自己点検・評価規程</p> <p>1-8-6 國學院大學自己点検・評価規程施行細則</p> <p>1-8-7 國學院大學自己点検・評価に係る外部評価委員会規程</p> | |
| | <p><大学基準協会使用欄></p> | |
| | <p>検討所見</p> | |

| | | | | | | |
|--|------------|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

2. 改善勧告について

【該当なし】

| No. | 種 別 | 内 容 | | | | |
|-----|-------------|-----|---|---|---|---|
| 1 | 基準項目 | | | | | |
| | 指摘事項 | | | | | |
| | 評価当時の状況 | | | | | |
| | 評価後の改善状況 | | | | | |
| | | | | | | |
| | <大学基準協会使用欄> | | | | | |
| | 検討所見 | | | | | |
| | 改善状況に対する評定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

國學院大學 大学評価結果に係る改善活動概要

國學院大學（以下、「本学」という）では、平成27（2015）年度に受理した大学評価結果のうち、「努力課題」として指摘を受けた事項を中心に、以下のとおり改善活動を行った。

1. 全学的な改善活動の実施体制

本学における改善活動の取り組みは、自己点検・評価委員会が中心となって行っている。

大学評価結果では、8つの「努力課題」が付されていたが、その中で内部質保証体制についても指摘がなされた。当時、本学には、全学的な点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」と、各学部、大学院、機構、事務局（以下、「学部等」という）の単位で点検・評価を行う20の「自己点検・評価実施委員会」が設置されていた。自己点検・評価委員会にあっては、学長の施策を含めて全学的な取り組みを、各実施委員会にあっては学部長等の施策を含めて学部等の取り組みを、それぞれ第三者的に点検・評価できる委員会として位置付けられていた。この2つの自己点検・評価に関する委員会が連携することで、本学における内部質保証を確立することを企図していたのである。

しかし、大学評価結果では、自己点検・評価委員会と自己点検・評価実施委員会の連携不足と、学部等の点検・評価が各自自己点検・評価実施委員会に抛らず行われていることに対して指摘がなされた。平成10年に恒常的な委員会として自己点検・評価委員会及び各実施委員会を組織して以来、20数年の時が経る中で、当初の目的と実態とが乖離してしまっただことが、その要因であると考えている。

この指摘を受けて、学長は自己点検・評価委員会に対して本学の内部質保証体制の再構築について指示した。その結果、自己点検・評価委員会における検討を経て、学部等の責任者（学部長等）のリーダーシップによる各実施主体レベルの点検・評価と、その結果を踏まえた学長のリーダーシップによる全学的な視点での点検・評価という二段階の内部質保証システムを構築した（別添資料1「内部質保証体制概念図」）。また、これを踏まえて「國學院大學自己点検・評価規程」を大幅に改正した（別添資料2「國學院大學自己点検・評価規程」）。新たな内部質保証体制については、平成30年度を試行期間とし、平成31年度（令和元年度）から本格的に始動している。

2. 課題の解決に向けたプロセス

本学では、内部質保証の方針を次のように定めている（別添資料3「内部質保証に関する方針」）。

大学は、学則第1条に掲げる「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成すること」という研究・教育上の理念の実演と、社会的使命を達成するために、PDCAサイクルを主体的に機能させ、研究・教育の質的向上を図り、研究・教育が適切な水準にあることを、大学自らの責任で説明し、証明してい

く恒常的な取り組みを行う。

「國學院大學自己点検・評価規程」には、第2条に認証評価における点検・評価項目に準じた自己点検・評価の項目を明示し、各学部、大学院、機構、執行部（教務部・学生部・入学部・就職部・国際交流推進部）、事務局（以下、「実施主体」という）は、この項目に沿って毎年度点検・評価を行う。実施主体の点検・評価結果を踏まえ、自己点検・評価委員会では全学的な視点で点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。

学長は、自己点検・評価委員会の評価によって改善が必要とされた項目を踏まえて、毎年度の期初に「教学に関する基本方針」を示し、執行部は学長の基本方針にもとづき各部の課題を策定する。これらの方針と取り組み課題は、大学執行部会議、学部長会、全学教授会、事務局諸会議を通じて共有され、改善に向けて取り組んでいる。

また、平成30年度から、実施主体による様々な取り組みの進捗を管理する仕組みとして「計画進捗管理システム」を導入した。同システムは、Webブラウザを通して、サーバ上のデータベースに事業を登録・管理できるものである。これまでは、期初に事業計画書を提出し、期末に事業報告と自己点検・評価報告書を提出する等、全て紙ベースでの管理であった。この場合、期中における事業の追加と進捗の確認が十全に行うことが困難で、結果として改善・改革のスピードが遅くなる傾向にあった。計画進捗管理システムを導入したことにより、各実施主体は、事業の登録と進捗の報告が、年間を通じてできるようになった。

計画進捗管理システムには、自己点検・評価機能も設けられており、各事業の結果（成果）を踏まえて、認証評価における点検・評価項目と評価の視点単位で、点検・評価を行えるように設計されている。各実施主体は、年度末に当該年度の事業の結果にもとづき「現状」と「課題」を入力し、自己点検・評価委員会は、実施主体の入力結果（点検・評価結果）を確認し、「評価」として長所と課題を入力する。その上で、全学的な現状と課題を入力する。学長はこれらを踏まえて、大学全体の取り組みを評価し、次年度の基本方針につなげていくこととなる。また、学長による評価の過程では、外部有識者による外部評価を実施することも想定しており、平成30年度にその規程を制定した。

以上のような実施体制およびプロセスにより、改善活動に取り組んでいる。